

会議録(速報版)は、暫定的なものであるため、正式な会議録とは一部異なり、今後訂正される場合があります。

正式な会議録は、調製後「会議録の検索と閲覧」に登載されます。

○高井千歳さん 皆様おはようございます。熊本第一選挙区選出・参政党の高井千歳です。

本日は、議員になって3回目の一般質問になります。本日、このような機会をいただきました議長をはじめ、先輩議員の皆様、同僚議員の皆様には心より感謝を申し上げます。

そして、日頃より県政運営をしていただいています木村知事をはじめ執行部の皆様、そして職員の皆様には感謝と敬意を表しつつ、精いっぱい質問をさせていただきます。

それでは、早速質問に移らせていただきます。

まず初めに、地下水の質と量の保全に向けた今後の対応について伺います。

今年3月に熊本環境モニタリング委員会が開かれ、TSMC稼働前後で、坪井川等での水質の変化の調査結果が発表されました。法規制物質については、工場稼働前後においても影響はなかったとの話でした。

一方、県が1万種類以上の法規制外物質を、熊本北部浄化センターの排水や浄化した排水を流す先である坪井川など県内13か所で実施をしていますが、今回、有機フッ素化合物の一種であるPFBS、PFBAの濃度が稼働前よりも上昇しています。

坪井川で検出されたPFBSは、1リットル当たり59ナノグラムで、昨年春までの四季の平均である1リットル当たり6.9ナノグラムに比べて、濃度が8.55倍になったと聞いています。

このレベルの濃度では、直接的な生体への影響はないそうですが、まだPFBA等が自然界や生体へ与える影響ははっきりとは不明です。

また、ナノグラム・パー・リットルという微量な値とはいえ、約20万人の生活排水と一緒にあって処理をされ、さらには、坪井川の河川水と合流しても、工場稼働前後のこの濃度の上昇の仕方は大変気になるところです。

モニタリング委員会で、委員の方々は、短期的には直接の影響がないレベルだとしつつ、工場稼働との因果関係がある可能性があるため、排出量を少なくするよう企業側に求めるべきではないかとおっしゃっています。

熊本県と菊陽町は、工場稼働と有機フッ素化合物濃度の上昇の因果関係は断定できないとする説明をしています。一方、委員会の委員個人としては、工場稼働との因果関係が認められると指摘をしています。

現在は法規制外物質とはいえ、科学の進歩とともに、後に規制される場合もあります。したがって、予防原則に基づき、企業へ働きかけるなど、今後の対応はどのように行っていくか、環境生活部長にお尋ねします。

次に、水位低下の予測と湧水量の変化などについてですが、先日、県は、2030年度に、2023年度に比べ、最大1.12メートル低下する可能性があるとの予測を公表しています。すぐに地下水が枯渇するよう

な状況にはないとの評価ですが、涵養域の減少や地下水採取量の増加の影響により、湧水量が減少することが懸念されます。

県民の宝である豊かな地下水を今後も維持していくための県の取組と今後の方向性について、環境生活部長にお尋ねいたします。

また、新たな特定公共下水施設においては、活性汚泥法による処理ではなく、さらに高度な処理法を導入すべきではないかという声もありますが、今後の計画の方針について、土木部長にお伺いします。

[環境生活部長清田克弘君登壇]

○環境生活部長(清田克弘君) まず、環境モニタリング結果を踏まえた今後の対応についてお答えします。

半導体関連企業の集積に伴い、本県では、河川及び地下水等について、法令等に基づく規制物質の監視に加え、規制外物質についても、令和5年8月から環境モニタリングを継続してきました。

その中で、令和7年1月の調査の結果、多くの項目で影響や変化は確認されなかったものの、規制外物質のうち、PFBSとPFBAの2つの物質の濃度が坪井川で増加しました。

この結果を3月26日に開催した専門家で構成する環境モニタリング委員会において説明したところ、委員会からは、今後もモニタリングを継続して、データの変化を確認していくことが重要との意見をいただきました。

また、今回変化が確認された2つの物質については、濃度が増加しているが、毒性が低く、現時点では問題ないレベル、しかし、予防的な観点から、企業に対して対応を働きかけるべきといった意見もいただきました。

これらの意見を踏まえた県の対応については、令和7年度も環境モニタリングを実施するとともに、周辺環境の変化の把握、検証を継続しています。

また、企業への働きかけについては、熊本北部浄化センターに排水を流している製造業者のうち、下水道法に基づく基準が適用される日排水量が50立方メートル以上である8社に対し、2つの物質の使用状況等に関する調査に着手いたしました。

今後、この8社からの回答を踏まえ、必要に応じて個別ヒアリングなどを実施し、秋頃に開催を予定している環境モニタリング委員会の意見も伺いながら、適切に対応してまいります。

次に、豊富な地下水量を維持保全していくための県の取組と今後の方向性についてお答えします。

県では、地下水量の保全に向け、取水量の削減、他の水源利用の推進、涵養のさらなる推進の3つの原則に沿って、様々な取組を進めています。

1つ目の取水量の削減については、地下水採取者に対して、節水型機器や雨水利用施設の使用のほか、水の再利用にも努めるよう求めています。2つ目の他の水源利用については、有明工業用水道の未利用水の活用に向けた取組を進めているところです。

そして、3つ目の涵養については、白川中流域において冬期の湛水が開始されるなど、取組が順調に広がっています。

また、県で新たに整備するセミコンテックパーク周辺の道路や下水処理場の敷地内において、雨水を可能な限り浸透させるとともに、民間企業等が行う開発等に対して、敷地内涵養の取組を求めています。

今後の取組の方向性については、現在、熊本地域の地下水保全の方針となる、目指す将来像と具体的な目標値を関係11市町村と協議しております。

議員御指摘の将来予測については、セミコンテックパーク周辺の大半が開発され、かつ敷地内涵養対策が全く行われれないという厳しい想定で行ったものです。この結果も踏まえ、地下水量の保全に向けた取組をさらに進め、影響の最小化に取り組んでまいります。

本県の地下水は、熊本都市圏100万人の生活と産業を支える熊本の宝です。住民、企業、行政がそれぞれ当事者意識を持ち、一体となって地下水の保全を着実に進めることができるよう、様々な取組を推進してまいります。

〔土木部長菰田武志君登壇〕

○土木部長(菰田武志君) 新たな特定公共下水道の処理施設の方針についてお答えします。

一般的に、下水道で受け入れる工場排水は、事業者が工場内において下水道法の基準内に処理し、下水処理場で水質汚濁防止法の基準内まで処理した上で、河川等の公共用水域に放流されます。

全国的には、工場からの排水量が3分の2以上を占める特定公共下水道についても、有機物や濁り、窒素、リンなどの項目で、法の基準に適合させる必要があります。現在、その処理方法としては、活性汚泥法が多く採用されており、処理方法の一つと考えています。

処理施設の検討に当たっては、環境生活部長の答弁にもありましたとおり、企業への調査結果や今後実施される環境モニタリング委員会の意見も踏まえながら、環境生活部と連携し、適切に対応してまいります。

さらに、従来の活性汚泥法による処理方式に加え、全国の処理事例や、下水道における処理技術の開発動向等の情報収集や調査も行っているところです。

引き続き、環境生活部との緊密な連携の下、今後実施される設計の中で、工場排水の水質に応じた仕様を検討し、新たな下水処理場の一日も早い完成に向け、しっかりと取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 御答弁をいただきました。

企業への働きかけについては、熊本北部浄化センターに排水を流している1日排出量が50立方メートル以上の企業8社に対し、2つの物質の使用状況等に関する調査を始められたとのことでした。ぜひこれは国策でもありますので、必要であれば、今後は環境省などとも連携をしながら、予防原則に基づき、引き続き対応していただきたいと思います。

そして、水量に関しては、涵養の取組など、あらゆる努力を尽くしていくとのことで、枯渇の心配はないとのことでしたが、末端である江津湖などの湧水量の変化などには目を光らせていく必要があるかと思っています。

以前、熊本大学名誉教授の嶋田純先生は、地下水への影響は全くないというわけではなくて、くめばそれなりの影響は出ると思うが、その影響を人間が許容できるレベルかどうかだと思いますとおっしゃっていました。

仮に湧水量が減れば、水質や生物への影響も出てくるかと思いますが、その湧水量の変化を県民がどこまで許容できるかという趣旨の発言であると私は理解をしました。今後も県民の声に丁寧に耳を傾けていくことが重要であると私は考えます。

そしてまた、今後策定予定の地下水総合保全管理計画の目標値についても、妥協することのないようお願いを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

次に、学校給食を通じた県産米の需要確保についてお尋ねをいたします。

気温上昇や長年の減反政策の影響により、全国的に米の供給量が減少し、価格が高騰する令和の米騒動とも言われる状況が生じています。熊本県内においても、台湾産米やアメリカ産のカルローズ米など、安価な外国産米を取り扱う店舗が現れ始めています。そして、今後、価格面からこれらを選択する消費者や飲食店も増えていく可能性があります。

一方で、熊本県は全国有数の農業県であり、県産米は、本県の食料安全保障や地域の農業の持続において極めて重要な位置づけにあります。こうした県産米の安定的な出口として大きな役割を果たしているのが学校給食です。

小中学校における米飯給食の維持は、子供たちへの十分な栄養の提供に加え、地産地消や食育の推進、さらには、我が国の伝統的な食文化の継承といった観点からも大きな意義を持ちます。

それと同時に、学校給食は、地域農業にとっての貴重な需要先でもあります。特に、米価が高騰する今のような局面においても、米飯給食の提供回数を維持し、県産米を安定的に活用し続けることは、農業振興と食育の両面から見て、極めて重要な取組です。

そのような観点から、数年前からこの米不足を予見し、対策を行ってきた自治体があります。それは、大阪府泉大津市ですが、市内にほぼ農地のない同市では、農業産地との連携による学校給食への有機米の導入や災害時に備えた民間との備蓄協定の締結など、教育、農業、防災を一体化させた包括的な取組を2年ほど前から進めてきました。

また、学校給食の意義を踏まえ、ほかの自治体でも多様な支援策が進められていますが、青森県では、県内全ての小中学校における給食を令和6年10月から無償化しており、都道府県単位で一律無償化に取り組んだ全国初の事例とされています。

また、給食への直接的な支援ではありませんが、福井県では、子育て世帯を対象に県産米の購入支援を実施しており、1世帯当たり最大5,000円分の地域通貨を交付する仕組みが行われています。

さらに、人吉市では、出産を控えた女性の健康づくりを支援するため、希望者に対し、出産予定月まで毎月5キロの米を無償で提供する事業が展開をされています。

このように、各地で米の消費を促進する多角的な仕組みづくりが進められており、本県においても、学校給食という安定的な需要を維持しながら、県産米の消費を今後どう守っていくのかが重要な政策課

題と言えるのではないのでしょうか。

米飯給食の継続は、子供たちに県産米を主食とする生活習慣を自然に身につけさせる点でも非常に意義ある取組です。そして、将来的には、子供たちが大人になった後も、消費者として県産米を選び、買い支える層となっていくことが期待されます。

その結果として、県内農業にとっての再生産が可能な価格を支える分厚い需要構造が育まれていくはずです。

今後、米の適正価格や再生産可能な水準については、全国的な議論が深まっていくものと思われますが、仮に価格が多少高くなったとしても、県産米を買い支える意識を持つ消費者が本県内外に広く存在すれば、それは生産者にとって非常に心強い支えとなるはずです。

そこでお尋ねします。

現在、県内各自治体における学校給食において、米飯の提供回数及び県産米の使用状況は把握をされているのか、あわせて、学校給食において、米以外の県産食材の活用を促進するためのこれまでの取組実績について、教育長にお尋ねいたします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、県内の学校給食における米飯給食の提供回数と県産米の使用状況についてお答えします。

文部科学省は、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や地域の食文化を通じた郷土の関心を深めることなどの教育的意義を踏まえ、米飯給食の実施目標を週3回以上としています。

そこで、本県の状況についてですが、令和5年度の学校給食実施状況調査の結果によると、県内全ての学校給食実施校で、米飯給食を週3回以上実施しております。また、県産米の使用状況については、市町村に確認したところ、今年6月現在、県内全ての学校給食実施校で県産米を使用しています。

次に、米以外の県産食材の活用を促進するこれまでの取組についてお答えします。

県教育委員会では、毎月19日に、郷土料理や県産食材を活用した献立等を提供するふるさとくまさんデーの取組を推進し、歴史や文化に触れ、郷土愛を育む機会としております。

また、昨年8月、県教育委員会と県学校給食会、県農林水産部との3者で、学校給食における県産食材の活用推進に係る連携協定を締結し、県産食材を活用した給食用加工食品と食育教材の開発に取り組んでおります。

これまでに県産食材を活用したトマトパンとトマトゼリーを開発し、今年度4月から県学校給食会より提供されているところでございます。

トマトパンについては、今月までの予約を入れると、実施から3か月間で、給食実施校の約2割に当たる約100校から注文を受けています。現在は、新たな給食用加工食品と教材開発にも取り組んでいるところです。

今後も、学校給食の意義を踏まえつつ、社会情勢の動向を注視しながら、県産食材を活用した学校給

食の充実が図られるよう、引き続き、市町村教育委員会と連携しながら取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長に御答弁いただきました。

米不足の現在も、県産米による米飯給食の実施は、県内全ての学校給食実施校で行われているということで安心をいたしました。ぜひ、今後も米飯給食の回数を減らさなくていいよう、また、子供たちが県産米を給食で食べられるように、県学校給食会や農業団体とも協力しながら確保していただきたいと思います。

また、県内の小学校では、お米を持参し、学校で炊飯をする授業を実施していると聞いております。その際の米の提供を県費で行うことも御検討いただければと思います。

また、最近では、物価高騰に伴う給食の質や量が確保されているのか懸念する声もあります。国からの地方創生交付金を活用し、食材費高騰などの対策を行っている市町村がほとんどだと思いますが、それでも物価高騰と米不足は、栄養教諭の方々を悩ませているようです。先日お話を伺った給食関係者の方からは、県が米の購入だけでも行っていただけないものかというお声もいただきました。

お米というのは、単なるカロリー摂取ではなく、私たち日本人の精神性や地域のお祭りなどにもつながる、我が国の大切な文化です。輸入米に頼ればいいのかという問題ではないと思います。

今後も、県内の農家の方々が安心してお米が作れるような仕組みづくりと、需要と供給の両方が先細りしていかないような対策をお願いいたしまして、次の質問に移ります。

次に、外国資本による森林の取得状況についてお尋ねをいたします。

近年、全国的に外国資本による森林や水源等の土地取得が進んでおり、安全保障上の観点から、強い懸念の声が上がっています。

例えば、令和3年7月、宮崎県都城市において、約700ヘクタールにも及ぶ広大な山林が外国資本により買収された事例は、全国的に大きな波紋を呼びました。この山林を取得した企業は、太陽光発電事業などを展開しているとされ、代表者は中国人と見られていますが、利用目的が不明なまま放置されているとの報道もあります。

また、本県においても、熊本市江津湖周辺の水源隣接地が中国の水資源投資会社に取得された事例が確認をされております。

こうした動きは、地域住民の生活環境や安全、さらには国土の一体性に関わる重要な問題であり、私自身、県民の皆様から、安全保障上の不安を感じるとの声を多数いただいております。

また、国内の外資系企業と思われる者による森林取得の事例の累計は、平成18年から令和5年までで334件、7,211ヘクタールとなっております。林野庁の調査は、外国資本により森林が取得された事例を集計したものであり、その後の開発がどのようにされているかをフォローするものではありません。

しかしながら、私が県内で把握している状況としては、メガソーラーや風力発電など再エネ施設が多い状況です。

また、昨年9月に北海道のニセコに視察に参りましたが、そこでは、外国資本による原生林の開発、

リゾートエリアの開発がすさまじいスピードで進められ、自然は破壊される一方で、その経済活動に日本人が参加できず、地元の人々は置き去りにされているような状況を目の当たりにしました。

現状、我が国の法律では、外国資本による森林取得を規制するような法律がないことは承知をしておりますが、県民からの懸念の声が上がっている以上、放置するわけにはいきません。

先人たちが、我が国の国土、そして森林を守りつないできたおかげで、私たちがその恵みを享受しています。今を生きる者の責任として、次世代にもつないでいかなければなりません。

そこで質問です。

熊本県内における外国資本による森林の取得状況について、県としてどのように把握をされているのか、農林水産部長にお尋ねをいたします。

〔農林水産部長中島豪君登壇〕

○農林水産部長(中島豪君) 本県では、国土利用計画法及び森林法に基づく届出により、土地に関する取引状況を把握しております。

これらの届出は、適正な土地利用を図ることを目的としたものであり、土地取引の主体が外国資本か否かにかかわらず、義務づけられているものでございます。

届出には、土地取得者の国籍や外資系企業であるかを記載する項目はありませんが、県において、住所や代表者名などから推察し、外国資本による森林の土地の取得状況を把握しているところでございます。

届出に記載される土地取得者の住所を確認したところ、居住地が海外にある外国法人などによる森林の土地の取得は、本県においては確認されておりません。また、国内に所在する外資系企業と思われる法人による取得は、平成24年から令和 5 年までの12年間に於いて14件確認しています。

県としては、引き続き、森林の土地の取得の動きを注視していくとともに、無秩序な開発が行われることがないよう、森林法に基づく伐採及び伐採後の造林届出制度、加えて、林地開発許可制度などの適切な運用を図り、熊本の豊かな森林を次世代に引き継いでいけるよう取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 農林水産部長に御答弁をいただきました。

そもそも、我が国の法制度には大きな脆弱性があります。外国資本による土地取得に対して、ほかの先進諸国とは異なり、実質的な制限が存在しません。その中で、宮崎県をはじめとする15の都道府県では、水源地や涵養林を守るために、水源地域保全条例というものを設けております。

宮崎県の条例を例に挙げますと、県が水源地域を特定し、特定された森林を売る際には、その6週間前までに売買する当事者の氏名及び住所、利用目的などを知事に届けなければならないというものです。それを守らなかった場合には、勧告、公表することもできます。

もちろん、これは外国資本に限った条例ではありませんが、実態を把握する上では有効な手段ではないかというふうに思います。

近年、特に中国資本による土地の買収が問題となっておりますが、この問題となる理由としては、中

国には国防動員法や国家情報法などが存在し、海外にある中国企業や個人であっても、当局の指示に従い、情報提供や協力を行う義務を負っているからです。また、いわゆる相互主義が成立しておらず、一方的に日本の土地が買収されていくこの構図は、国際的にも著しく不均衡な状況であると言わざるを得ません。

また、中国国内では深刻な水不足と水質汚染が進んでおり、人口100万人以上の都市のうち、30の大都市が水不足に直面し、都市部の地下水の90%が汚染、河川や湖の水の75%が汚染されているとも言われています。

水を制する者が世界を制するという視点の下、1950年に軍を進め、チベットを制圧した背景には、単なる領土的拡張ではなく、水資源の支配という国家戦略があったと広く指摘されています。

チベット高原は、アジアの水がめと呼ばれ、長江、黄河、メコン川、ブラマプトラ川など、10億人以上の命を支える大河の源流を抱えています。中国が長期的な戦略として水源を確保してきた実態を考えると、我が国、そして本県においても、水源地の保全を単なる環境政策ではなく、安全保障政策の一環として位置づける必要があるのではないのでしょうか。

今後、熊本―上海便の運航が始まるに当たっては、このような土地買収がより加速するのではないかという懸念の声が私の元に寄せられています。

一度外国資本の手に渡った土地は、買い戻すか、法律が変わらない限り戻ってくることはありません。

今から170年前、これはちょっと歴史の話になりますけれども、当時、ハワイ王国では、外国人は土地を持つことができませんでしたが、クレアナ法という法律によって、それが解禁をされました。その後、ドール社をはじめとするアメリカの企業が、ハワイ諸島の4分の3を占有していきました。その後、ついにハワイ王国は、アメリカによって併合されますが、外資による土地買収が始まってから48年後のことでした。

もちろん現在とは時代背景も常識も違います。しかし、国家を考えることなく、短期的思考で目先のお金に走っているうちに、大きな戦略を持つ国にのみ込まれてしまう可能性があります。そして、そのような懸念を持つ県民の声もあるということを念頭に置いていただきますよう、知事はじめ執行部の方々にもお願いをいたしまして、次の質問に移ります。

次に、宿泊税など法定外目的税の導入検討について伺います。

阿蘇地域は、熊本県を代表する観光地として、四季を通じて国内外から多くの観光客が訪れています。

中でも、近年は、外国人観光客の回復が顕著であり、観光庁の調査の速報によりますと、2024年には、熊本県全体で140万人を超える外国人延べ宿泊者が確認をされ、阿蘇地域も、その訪問先として高い人気を集めています。

さらに、本県における外国人旅行者の延べ宿泊者数は、2019年と比較して、2024年には約1.5倍と大幅に増加をし、全国で第6位と高い伸び率を記録いたしました。これは、非常に喜ばしいことである一

方で、観光客の急増は、地域資源や観光インフラへの負荷の増大をもたらし、より一層の受入れ環境整備や観光振興策の充実が求められています。

特に、阿蘇地域においては、登山道の維持管理、自然環境への影響軽減、火山防災対策、公衆トイレや案内標示の整備など、観光地運営に向けた課題が山積をしています。

観光振興のための財源を確保するという観点とは少し違いますが、広島県廿日市市では、法定外普通税として、船舶により宮島町の区域への訪問をする回数に応じて、1人1回につき100円の宮島訪問税を課しています。また、岐阜県乗鞍環境保全税は、乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策にその税収を活用するため、法定外目的税として導入をされています。

訪問者に一定の受益者負担を求める仕組みは、先ほど申した広島県廿日市市の宮島訪問税などでも実施されており、観光客と地域との責任ある関係構築に寄与しています。

阿蘇のような世界に注目される自然観光資源を有する地域にこそ、先進的かつ持続可能な観光財源の在り方を構築すべきではないでしょうか。

また、こうした個別地域での取組に加え、熊本県全体としても、将来にわたって安定的な観光財源を確保するための制度設計が必要です。

現在、東京都や大阪府、福岡県などでは、宿泊税が導入されており、その税収を観光インフラ整備、景観保全、オーバーツーリズム対策、広報、プロモーションなどに活用をしています。

本県においても、熊本市が既に宿泊税導入の検討を進めていると承知をしておりますが、県としても、広域的な観点から、宿泊税導入の可能性を検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか。

もちろん、税負担を求める以上、県民や観光事業者との丁寧な議論や税収の使途の明確化が不可欠であるということ言うまでもありません。

そこで、急増する観光客への対応と持続可能な観光政策の実現に向けた財源確保の必要性について、県としてどのように認識をされているか。

次に、宿泊税など法定外目的税の導入によって観光財源を確保する仕組みを県として検討するお考えがないか。

以上2点について、観光文化部長にお尋ねをいたします。

〔観光文化部長脇俊也君登壇〕

○観光文化部長(脇俊也君) 観光は、多くの産業に影響を及ぼす裾野の広い分野であり、日本経済における重要な柱の一つです。

先般発表された観光庁の調査によると、令和6年の訪日外国人旅行消費額は8.1兆円と試算されており、これは、主要輸出品の一つである半導体等電子部品の輸出額6.1兆円を上回る規模です。

また、過去最高となった本県の令和5年の観光消費額約3,733億円は、基幹産業である農業産出額3,757億円と同水準であり、本県経済の活性化や雇用創出に大きく寄与しています。

そのような中、インバウンド客の増加など、本県においても、観光産業をさらに成長させるためのビジネスチャンスが到来しており、観光施設の受入れ環境整備や魅力ある観光地域づくりなど、観光客の

多様なニーズに対応した取組を着実に進めていく必要があります。

そのため、議員御質問の持続可能な観光政策の実現に向けた財源確保については、引き続き、観光地として選ばれ、安定的にリピーターを獲得し、観光消費を促進する地域であり続けるためにも不可欠であると認識をしております。

次に、法定外目的税の導入検討の考えについてお答えをさせていただきます。

現在、3都府県7市2町が宿泊税を導入し、新たに2県を含む12自治体が、総務大臣の同意を得て、導入に向けた準備を進めております。

既に導入されている都府県では、議員御紹介のとおり、宿泊客から徴した税収を観光資源の魅力向上、旅行者の受入れ環境の充実、効果的な情報発信など、広域的な観光振興のために幅広く活用されています。

これら活用事例から、本県においても、宿泊税は、持続可能な観光の実現に向けた自主財源を安定的に確保する有効な手段の一つと考えられます。

一方で、宿泊税の必要性を検討する上では、使途の明確化、市町村との役割分担、徴収に伴う宿泊事業者の事務負担などの懸念や課題の整理を行う必要があります。

県としては、他自治体の状況把握に加え、現在、観光事業者が抱える課題や宿泊税の必要性も含めた現場が求める施策等について意見交換を行っているところです。

引き続き、関係団体との意見交換を丁寧に行いながら、宿泊税をはじめあらゆる財源確保の手段について、様々な角度から研究を深めてまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 観光文化部長に御答弁をいただきました。

関係団体との意見交換を丁寧に行いながら、宿泊税をはじめあらゆる財源確保の手段について、様々な角度から研究を深めるとのことでした。

私もヒアリングをさせていただきましたが、本当に制度設計が難しいということもお聞きしましたので、そこは丁寧に進めて、研究をしていただきたいというふうに思います。

今後インバウンドがさらに増えることで、様々な課題も増えてくるかと思います。そのためにも、財源をしっかりと確保していくことが重要だと思いますので、引き続き御検討のほどをよろしくお願い申し上げます。

次に、郷土愛を育む教育の推進についてお尋ねをいたします。

御承知のように、本県は、木村知事の下、世界に伍する教育を掲げ、質の高い学びの実現に取り組んでいます。変化の激しい社会において、国際社会に通用する知識や技能を身につけた人材を育てることは極めて重要であり、私も大いに期待するところです。

しかし、一方で、国際的に活躍できる力を育むだけでは、果たして熊本の未来につながるのかという懸念も感じております。どれほど優秀な人材を育てたとしても、その子供たちが地元に戻らないようでは、地域社会としての持続性が損なわれてしまいます。

したがって、世界に通用する人物を育てると同時に、自分が生まれ育った地域への誇りや愛着、すなわち郷土愛を育むことが同時に求められているのではないのでしょうか。

熊本県教育委員会が作成した道德教育用の郷土資料「熊本の心」は、まさにそのための教材です。熊本にゆかりのある偉人や地域文化を題材とし、子供たちにふるさとへの誇りを実感させる力を持っていると思います。

この教材に登場する明治の政治家・井上毅もまさに郷土の誇りです。彼は、フランスやドイツに留学。その後、明治憲法や教育勅語の起草に携わり、近代日本の法制度を支えた中心人物ですが、その精神は、一首の和歌に象徴をされています。「外つ國の千草の絲をかせぎあげて大和錦に織りなさばやな」。異国の知恵や制度を取り入れつつも、それを日本らしさ、そして熊本らしさという大和錦に織り上げる、その姿勢は、まさに今求められている教育の本質をついていると私は感じます。

また、「熊本の心」には登場しませんが、もう一人忘れてはならないのが平井数馬です。彼は、明治11年に松橋町に生まれ、済々黌を卒業後、僅か17歳で日本統治下の台湾に渡り、現地で初の学校、芝山巖学堂で教鞭を執りました。台湾語の教材づくりや日台辞典の編さんにも尽力し、現地に寄り添う教育を実践。しかし、志半ばで、現地の抗日ゲリラにより、17歳で命を落としました。その志は、台湾の人々の心に深く刻まれ、彼を含む6人の教師は、今も六氏先生として敬われています。

その6人亡き後も、その遺志を継ごうと、この熊本からも多くの方々が台湾に渡り、台湾における教員のほぼ1割を熊本県出身者で占めたと言われています。その結果、僅か数%だった台湾の識字率は、40年後には70%を超えるまでに至りました。

台湾の近代教育の礎は、平井数馬をはじめとする県出身者の血と汗の努力によって築かれたと言っても過言ではありません。

今の日台関係も、こうした先人が命をかけて築いてきた信頼の絆が背景にあることを、子供たちだけでなく、私たち大人も学ぶことで、真のイコールパートナーシップが実現するのではないのでしょうか。

そうした歴史的背景を教育の中で生かすためにも、「熊本の心」のような教材をより効果的に活用すべきだと考えますが、活用の時間や方法に地域差や学校差があるようです。

そこでお尋ねをいたします。

熊本県として、郷土愛と国際教育の両面から、次世代に継承するために、より一層道德教材の「熊本の心」の全県的な活用促進を図るべきだと考えますが、教育長の御所見を伺います。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) 郷土愛を育む教育の推進についてお答えします。

豊かな自然に恵まれ、伝統文化や幾多の偉大な先人を育んできた郷土熊本のすばらしさを伝え、郷土に対する愛着を深めることは、自然や生命、命に対する畏敬の念、熊本の伝統や文化を大切にする心を育む上で、とても重要であると認識しています。

例えば、菊陽町にTSMCが進出して以来、台湾と熊本の交流がさらに盛んになっていますが、歴史をひもとくと、教育という観点では、古くからのつながりがある地域の一つです。

郷土の先人や歴史等を学ぶことは、現代社会の中においてもとても大事な視点だと考えています。

現在、熊本市を除く全ての小中学校では、道徳科教育の授業を通して、県教育委員会で作成した道徳教育用郷土資料「熊本の心」等を活用し、郷土に対する理解や愛着を深めるための取組を進めています。

この「熊本の心」には、ふるさとの伝統や文化、先人の情熱あふれるエピソードが掲載されています。これまで、テレビ番組の放送や書店での販売、県内の図書館への配置等を通して広く県民に紹介しており、「熊本の心」の授業を家庭や地域に公開している学校もございます。

議員御指摘のとおり、偉大な先人をたくさん輩出してきたこの熊本の地で、郷土愛を育む教育を推進していくことは意義深いものであり、そのために、「熊本の心」のさらなる活用促進が必要だと考えています。

そこで、小中学校が参加する道徳教育の研修会で、改めて「熊本の心」の魅力が伝わるような模擬授業を取り入れるとともに、授業で活用できる資料をより充実させ、熊本市ともこのような取組について共有してまいります。

県教育委員会としては、熊本にゆかりのある偉人や地域文化について、さらに情報発信を行うとともに、広く紹介する方法も併せて検討し、郷土愛を育む教育のより一層の充実に取り組んでまいります。

〔高井千歳さん登壇〕

○高井千歳さん 教育長に御答弁をいただきました。

郷土愛を育む教育を推進していくことは大変意義深いものであり、そのために、「熊本の心」の活用促進が必要だという御答弁をいただきました。

やはり、郷土愛を育むだけでなく、道徳心を高めていくためにも、このような郷土の先人たちの努力を学ぶということは重要だと思います。

教育長の答弁にもありましたように、一時はテレビ放映もあっていったというふうに伺いました。私の時代にはなかったんですけれども、改めてこの中身を見せていただきました。そうすると、やはり大変すばらしい教材であるということが私も再確認できました。

しかし、現場の先生にお話を伺うと、もう少し今の子供たちが興味を持ちやすい工夫をしてもらえるとう活用しやすいと、そういったお声もいただきました。

発刊から13年たちますので、もし今後リニューアルのようなものがあるとすれば、例えば、一部漫画を入れていただくだとか、何か工夫をしていただけると、さらによいものになるのではないかというふうに思います。

昨今の特殊詐欺など、様々な犯罪を見るにつけ、道徳心の欠如が招いていると言わざるを得ません。そして、本末転倒という言葉がありますが、古来、私たち日本人は、本学、つまり、どのように生きるのか、何のために生きるのか、その哲学を大切にしていまいりました。

国語や算数、理科、社会などの知識は末学に当たります。末学もちろん大切ですが、心を育まなければ、勉学により得た知識を世のために役立たせたいという意識は生まれにくいと思います。

先人たちが、どのような思いで、また、どのような努力で私たちにつないでくださったのか。熊本は、実は全国に誇れる偉人をたくさん輩出していますので、その顕彰がまだまだ不十分であると私は感じております。子供たちだけでなく、大人の私たちこそが、まずは知る必要があるのかもしれない。

教育は、国家100年の計と言われます。子供たちが将来世界に通用するだけでなく、地元熊本に貢献したいという気持ちを醸成できるような教育をさらに推進していただきますようお願いを申し上げます。この項を終わらせていただきます。

最後に、環境基本計画の見直しに係る再エネの検討について要望をいたします。

熊本県が策定している第六次環境基本計画は、ゼロカーボンを基盤に、環境立県くまもとの実現を目指すものであり、現在は、令和3年度から令和7年度までの方向性が示されています。その令和7年度には、次期となる第七次計画の策定作業が進められると承知をしております。

この計画の見直しに当たっては、再生可能エネルギー政策の在り方について、世界的な動向や我が国の特有の課題、さらには、エネルギー安全保障の観点も含め、多角的かつ科学的な検証が必要だと考えます。

昨今では、アメリカをはじめとする諸外国で、脱炭素政策そのものを見直す動きも見られています。というのも、地球温暖化の原因は、CO₂だけに限らず、地球の大気、海洋、植生といった内部要因や太陽活動の変化など、自然変動による側面も大きいとする科学的見解も一定数存在しているからです。地球の歴史を長期的なスパンで俯瞰すれば、温暖化と寒冷化は繰り返し起きているという指摘もあります。

また、我が国が排出するCO₂は、世界全体の約3%です。一方で、中国は、世界のCO₂の排出量の約3分の1に当たる31%で、いまだに石炭火力の新設や拡充を行っています。

この3%の我が国が、今後10年間で、官民合わせて150兆円超の脱炭素投資を行い、2050年までにカーボンニュートラルゼロを達成しても、世界の気温上昇を僅か0.006度しか抑えられないという試算もあります。この試算だと、仮に熊本が達成したとしても、残念ながら、ほぼ気温上昇は抑えられないということになります。

予算をかけ、計画策定、実行するのであれば、県としても、CO₂の排出をどのくらい減らすかだけではなく、気温上昇をどれだけ抑えようとしているのか、その目標値も示す必要があると思っております。

なぜそのようなことを言うのかと申しますと、やはり、再エネはデメリットもあるからです。特に森林に設置される場合、土砂災害や景観、環境への悪影響、鳥獣害被害の増加の要因の可能性、また、2039年には約78万トンの大量のパネルが廃棄されることなど、本当にエコなのかと懸念する声が根強く私の元へ寄せられます。

そのような声が全国的にあるのか、先日、釧路市では、これ以上メガソーラーは要らないと、福島市に続いて、ノーモアメガソーラー宣言を出されました。

また、我が国の再エネ事業には、一部の利害関係者に利益をもたらす面も否めませんが、ここに、国

内の事業者だけでなく、海外の事業者も参入してきています。つまり、高い利回りを目的に、投資ビジネスのために我が国の再エネ事業に参入してきているわけです。

一方、国民は、再生可能エネルギー発電促進賦課金を電気料金に上乗せした金額を支払っています。日本全体の賦課金合計が年間2兆7,000億円なので、それを人口で割ると、1人当たり年間2万2,000円を国民が負担していることになります。つまり、国民が払った賦課金が国外に流出している面も否めません。

エネルギー政策においては、自給率を向上させる観点や、電力の安定性、安全性、経済性、環境調和性が極大化するように、火力発電のさらなる効率化や水力発電のさらなる活用、小型融合炉をはじめとする先進技術投資をしつつ、エネルギーのベストミックスバランスを追求することが重要ですが、再エネに軸足を置き過ぎた我が国の現状には違和感を覚えざるを得ません。

先人たちが数十年、数百年と森林を守りつないできたおかげで、私たちがその恵みを享受しています。そして、私たちも、この熊本の豊かな自然を次世代につないでいかなければならないと思っています。

そこで、第七次環境基本計画の策定作業に当たっては、これまでの再生可能エネルギー施策の推進について、以上の点を十分に踏まえた上で検証を進め、国に先駆けて、県として、ふるさと熊本の美しい森林を保全する視点なども重視しながら取り組まれていくことをここに要望をいたします。

以上をもちまして、私の用意した質問と要望が全て終了をいたしました。

早いもので、議員になって1期目でございますけれども、任期も半分を過ぎました。まだまだ未熟者ではございますが、先輩議員の皆様、同僚議員の皆様、そして執行部の皆様に御指導、御鞭撻をいただきまして、さらに勉強を続けてまいりたいというふうに思っておりますので、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

本日の私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

本日はありがとうございました。(拍手)